独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解 新旧対照表 (案)

1 注記及び附属明細書の充実

現行	改	正	案	変更点・備考等
第79 附属明細書				
独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容				
を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を				
作成しなければならない。(注53)				
(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第8				
7 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第				
9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処				
理」による損益外減価償却相当額も含む。) の明細並				
びに減損損失累計額				
(2) たな卸資産の明細				
(3) 有価証券の明細				
(4) 長期貸付金の明細				
(5) 長期借入金及び(何)債券の明細				
(6) 引当金の明細				
(7) 資産除去債務の明細				
(8) 法令に基づく引当金等の明細				
(9) 保証債務の明細				
(10) 資本金及び資本剰余金の明細				
(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細				
(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細				
(13)国等からの財源措置の明細				
(14) 役員及び職員の給与の明細				

現行	改	正	案	変 更 点 ・ 備 考 等
第79 附属明細書				
(15) 開示すべきセグメント情報	(1)~(15) (略)			
(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(16) 科学研究費補助金の	<u>)明細</u>		〇 科学研究費補助金の明細の新
	(1 <u>7</u> 6)上記以外の主な資	産、負債、	、費用及び収益の明細	設とそれに伴う番号ずれ
<注53> 附属明細書による開示について				
1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産につ				
いては、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明らかに				
しなければならない。				
2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等				
の観点から、独立行政法人が実施する業務の目的ごと				
に固定資産をグルーピングして表示することが適切				
な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らか				
にしなければならない。				
3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券				
と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、				
満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証				
券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証				
券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載し				
なければならない。				
4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその				
他の貸付金に区分して記載しなければならない。				
5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用すること				
が、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)した者か				
ら要請されている特定の運用資産については、当該資				

現行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第79 附属明細書		
産の運用状況を明らかにしなければならない。		
6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上		
される引当金については、当該資産の総額との関係を	1~6 (略)	
明らかにしなければならない。	7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由と	〇 附属明細書における積立金の
	して、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前	増加理由の開示の拡充の新設
	期中期目標期間からの積立金の繰越し理由を明らか	
	<u>にしなければならない。</u>	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
注解73 不要財産に係る国庫納付等に係る注記	について	
不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲		
げる事項について注記するものとする。		
(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、		
帳簿価額等の概要		
(2) 不要財産となった理由		
(3) 国庫納付等の方法		
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲		
渡収入の額	(1)~(4) (略)	
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用	(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入 <u>からにより</u> 控除した	〇 表現の正確性を期すため修正。
の額	費用の額	
(6) 国庫納付等の額	(6)~(8) (略)	
(7) 国庫納付等が行われた年月日		
(8) 減資額		

2. 退職給付引当金の改訂に係る論点等の整理について 案 改 īF 変更点・備考等 現 第38 退職給付引当金の計上方法 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務 │ ○ 未認識過去勤務債務⇒未認識 債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から 費用債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額 過去勤務費用 年金資産の額を控除した額を計上しなければならな から年金資産の額を控除した額を計上しなければな 退職給付会計基準の改正を踏 らない。なお、連結貸借対照表においても同様である。 まえた修正 V) 2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退 2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退 │ ○ 退職時に見込まれる⇒退職に 職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに 職時により見込まれる退職給付の総額のうち、期末ま より見込まれる 発生していると認められる額を一定の割引率及び予 でに発生していると認められる額を一定の割引率及 | 〇 「一定の割引率及び予想される 想される退職時から現在までの期間に基づき割り引 び予想される退職時から現在までの期間に基づき割 退職時から現在までの期間に基 いて計算する。(注32)(注33) り引いて計算する。(注32)(注33) づき」の削除 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基 退職給付会計基準の改正を踏 金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理 金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理 まえた修正 資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注 資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注 34) 34) 4 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に 4 未認識過去勤務費用債務とは、退職給付水準の改訂 起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分 等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少 のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過し 部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超 て減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。) 過して減額した場合の利益処理を含む。次において同 されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平 じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務費用 均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することが 債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却す できる。 ることができる。 5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用 5~8(略)

収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理 計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値

現行	改 正 案	変更点・備考等
第38 退職給付引当金の計上方法	以 正 未	发 矣 点 · 順 名 寺
の変更等により発生した差異のうち、費用処理されて		
いないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均		
残存勤務期間内の一定年数で均等償却することがで		
きる。		
6 年金資産の額は、厚生年金基金が運用している年金		
資産を期末における公正な評価額により計算する。		
7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
入している場合においては、退職給付債務の比率その		
他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する		
年金資産等の計算を行うものとする。		
8 職員数三百人未満の独立行政法人については、退職		
給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、		
期末要支給額によることができる。(注35)		
<注32> 退職給付の総額のうち期末までに発生して	<注32> 退職給付の総額のうち期末までに発生して	O 期間定額基準(原則)⇒期間
いると認められる額	いると認められる額	定額基準と給付算定式基準の選
退職給付の総額のうち期末までに発生している	退職給付の総額のうち期末までに発生している	択適用
と認められる額は、退職給付見込額について全勤務	と認められる額は、 <u>次のいずれかの方法を選択適用</u>	・ 退職給付会計基準の改正を
期間で除した額を各期の発生額とする方法その他	<u>して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原</u>	踏まえた修正
役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方	<u>則として、継続して適用しなければならない。</u>	
法を用いて計算しなければならない。	<u>(1)</u> 退職給付見込額について全勤務期間で除し	
	た額を各期の発生額とする方法 <u>(以下「期間定額基</u>	
	<u>準」という。)その他役員及び職員の勤務の対価を</u>	
	合理的に反映する方法を用いて計算しなければな	
	istali.	

現 行	改 正 案	変 更 点 · 備 考 等
第38 退職給付引当金の計上方法		
	(2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務時	
	間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職	
	給付見込額の各期の発生額とする方法(以下「給付	
	<u>算定式基準」という。)</u>	
	なお、この方法による場合、勤務期間の後期にお	
	<u>ける給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく</u>	
	高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に	
	生じるとみなして補正した給付算定式に従わなけ	
	<u>ればならない。</u>	
<注33> 割引率について	<注33> 割引率について	〇 「長期の」を削除
退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い	退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い	退職給付会計基準の改正を
長期の債券の利回りを基礎として決定しなければなら	長期の 債券の利回りを基礎として決定 <u>する</u> しなければ	踏まえた修正
ない。	ならない 。	
<注34> 整理資源について	修正なし	
整理資源に係る退職給付債務の額については、退		
職共済年金の給付等の事務を行っている国家公務		
員共済組合連合会において、年金の財政再計算の際		
に見積もられた額を基礎として計算する。		
<注35> 簡便法による退職給付債務の見積について	修正なし	

現 行	Ī	改正	案	変更点・備考等
第38 退職給付引当金の計上方法				
職員数三百人未満の独立行政法人については、退				
職一時金に係る債務については、期末要支給額によ				
ることができるが、年金債務については、簡便法に				
よることは認められない。				

3. 公益法人制度改革を受けた文言の形式的修正

現行	改正	案	変更点・備考等
第 129 関連公益法人等の範囲			
1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、	修正なし		
資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運			
営の方針決定に対して重要な影響を与えることができ			
るか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が			
供給されており、独立行政法人の財務情報として、重			
要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注91)			
2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方	2 (略)		
針決定に重要な影響を与えることができないことが明	(1)、(2)(略)		
らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法			
人等に該当するものとする。			
(1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占			
める割合が三分の一以上である公益法人等			
(2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額			
が三分の一以上である公益法人等			

現 行	改 正 案	変更点・備考等
第 129 関連公益法人等の範囲		
(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えん	(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出え	
している財団法人	んしている <u>一般</u> 財団法人 <u>、公益財団法人</u>	〇 公益法人制度改革に伴い、変更
(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政	(4) (略)	された法人分類を形式的に修正
法人が負担している公益法人等		
3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である	修正なし	
会社は関連公益法人等とみなすものとする。		
4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入	修正なし	
の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当する		
こととなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない		
公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人		
の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で		
交付される場合は、関連公益法人等に該当しないもの		
とすることができる。		
<注91> 公益法人等の範囲について	<注91> 公益法人等の範囲について	〇 公益法人制度改革に伴い、変更
公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、	公益法人等とは、 <u>一般社団法人、一般</u> 財団法	された法人分類を形式的に修正
社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究	人、 <u>公益</u> 社団法人 <u>、公益財団法人</u> のほか、社会	
組合等の法人も含まれる。	福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合	
	等の法人も含まれる。	